

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 二六四
  - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二六四
  - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二六四
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六五
  - 県営土地改良事業計画を定めた件 二六五
  - 保安林の指定施業要件を変更する件 二六五
  - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二六五
  - 道路の区域を変更する件 二六五
  - 道路の供用を開始する件 二六六
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 二六六
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二六六
- 福 島 県 病 院 局**
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 二六九

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 三 百 八 十 六 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成二十六年六月十三日

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所  
橋本 勉 福島県郡山市緑町二十五番四号
- 二 契約の期間の始期  
平成二十六年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福 島 県 告 示 第 三 百 八 十 七 号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年六月十三日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとう診療所	伊達郡川俣町飯坂字古内四六一	平成二十六年五月一日

（社会福祉課）

### 福 島 県 告 示 第 三 百 八 十 八 号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	変 更 前	変 更 後	所 在 地
訪問看護ステーション二本松	独立行政法人地域医療機能推進機構二本	二本松市成田町一五五三	

松病院附属訪問看護  
ステーション

(社会福祉課)

**福島県告示第百八十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成二十六年五月八日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月六日認可した。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

**福島県告示第百九十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、南会津西部地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月十四日から

同 年七月三日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南会津町役場

(農村計画課)

**福島県告示第百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町野沢字柳平山甲二三〇六
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

**福島県告示第百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 所在の不明な者の氏名  
猪狩 勝雄
- 二 通知の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十六年福島県告示第百九十五号）によること。

(森林保全課)

**福島県告示第百九十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道	南会津郡南会津町山口	変更前	六・〇	一三五・八

公 告

(道路計画課)

路 線 名	一 般 国 道 二 八 九 号
供 用 開 始 の 区 間	南 会 津 郡 南 会 津 町 山 口 字 村 上 一 一 五 〇 番 四 地 先 从 同 郡 同 町 山 口 字 村 上 八 三 六 番 六 地 先 从 以 下
供 用 開 始 の 期 日	平 成 二 六 年 六 月 一 三 日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

**福 島 県 告 示 第 三 百 九 十 四 号**  
 道 路 法 ( 昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号 ) 第 十 八 条 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き、 次 の 道 路 の 供 用 を 開 始 す る。 そ の 関 係 図 面 は、 福 島 県 土 木 部 道 路 総 室 道 路 計 画 課 及 び 福 島 県 南 会 津 建 設 事 務 所 で 平 成 二 六 年 六 月 十 三 日 从 二 週 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。  
 平 成 二 六 年 六 月 十 三 日

(道路計画課)

二 八 九 号	字 村 上 一 一 五 〇 番 四 地 先 从 同 郡 同 町 山 口 字 村 上 八 三 六 番 六 地 先 从 以 下	二 六 ・ 八	一 三 五 ・ 八
変 更 後		一 三 ・ 〇 〇 〇	二 八 ・ 六

公 告 第 一 七 八 号

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 福 島 県 給 与 デ ー タ 入 出 力 シ ス テ ム 等 移 行 及 び 運 用 ・ 保 守 業 務 の 委 託 に つ い て、 次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う の で、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 ( 平 成 七 年 政 令 第 三 七 二 号 ) 第 六 条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 ( 昭 和 三 九 年 福 島 県 規 則 第 一 七 号。 以 下 「 財 務 規 則 」 と い う。 ) 第 二 七 四 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

平 成 二 六 年 六 月 十 三 日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調 達 を す る 特 定 役 務 の 件 名 及 び 数 量 福 島 県 給 与 デ ー タ 入 出 力 シ ス テ ム 等 移 行 及 び 運 用 ・ 保 守 業 務 一 式
- (2) 調 達 案 件 の 仕 様 等 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に よ る。
- (3) 履 行 期 間 契 約 締 結 日 从 平 成 三 三 年 六 月 三 〇 日 以 降
- (4) 履 行 場 所 仕 様 書 に よ る。

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項

次 に 掲 げ る 要 件 を 全 て 満 足 し て い る 者 で あり、 かつ、 当 該 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 の 確 認 を 受 け た 者 で あり、

- (1) 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 二 二 年 政 令 第 一 六 号 ) 第 一 六 七 条 の 四 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あり、
- (2) こ の 公 告 の 日 从 入 札 の 日 以 降 の 間 に 福 島 県 从 入 札 参 加 資 格 制 限 措 置 又 は 指 名 停 止 を 受 け て い な い 者 で あり、
- (3) 会 社 更 生 法 ( 平 成 一 四 年 法 律 第 一 五 四 号 ) の 規 定 に よ る 更 生 手 続 開 始 の 申 立 て を し て い る 者 若 し く は 申 立 て が な さ れ て い る 者 又 は 民 事 再 生 法 ( 平 成 一 一 年 法 律 第 二 二 五 号 ) の 規 定 に よ る 再 生 手 続 開 始 の 申 立 て を し て い る 者 若 し く は 申 立 て が な さ れ て い る 者 に あ っ て は、 当 該 手 続 開 始 の 決 定 を 受 け た 後 に、 こ の 入 札 に 参 加 す る こ と に 支 障 が な い と 認 め ら れ る 者 で あり、
- (4) 福 島 県 給 与 デ ー タ 入 出 力 シ ス テ ム と 同 様 若 し く は 類 似 す る W e b 方 式 の シ ス テ ム を 構 築 又 は 更 新 し、 かつ、 同 シ ス テ ム の 運 用 ・ 保 守 業 務 を 適 切 に 完 了 ( 完 了 見 込 み

を含む。)した実績がある者であること。

- (5) ISO 9001の認証又はこれと同等の信頼性があると発注者が認める認証等を受けている者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS認証及び同一般財団法人のプライバシーマークの付与又はこれらと同等の信頼性があると発注者が認める認証を受けている者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年7月10日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電話024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、提出期限内必着とし、配達証明等により到着が確認できるようにすること。

### 4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書及び入札等関連資料を配布する。

- (1) 配布期間 平成26年6月13日(金)から同年7月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年7月10日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年7月31日(木)午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年7月30日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Migration of system as well as maintenance and operation of the payroll data input/output system for the Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 31 July 2014

- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 30 July 2014
- (4) Contact point for the notice : Employee Management Division, Human Resources Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7972  
(職員業務課)

**公告第七十九号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人福島市聴覚障害者福祉会

三 代表者の氏名

佐久間 修一

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市森合字台四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者および聴覚とほかの障害を併せ持つ(重複聴覚障害)者とその家族に対し、その能力に応じた訓練を行ったり、福祉サービスおよび情報提供などを行うことによつて、地域社会の中で生き生きと生活できるようサポートし、地域の福祉向上に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年6月13日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第7号**

**福島県病院局財務規程の一部を改正する規程**

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表中

株式会社東邦銀行仙台東支店	仙台市
---------------	-----

を

株式会社東邦銀行仙台東支店	仙台市
株式会社東邦銀行名取支店	名取市

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

（病院経営課）